

藤沢市民病院医業未収金回収業務委託仕様書

1 業務委託名

藤沢市民病院医業未収金回収業務

2 業務委託の目的

本業務は、医業未収金徴収対策の一環として、民間事業者が有するノウハウを積極的に活用することにより、負担の公平確保及び医業未収金の縮減を図ることを目的とし、弁護士事務所又は弁護士法人に委託するものである。

3 委託業務内容

(1) 未収金回収に係る一切の業務

ただし、業務の内容は訴訟、調停、支払督促等の裁判上の手続きを含まないこととする。

なお、受託者が債権者等から回収した金銭については、毎月末日を持って締め切り、翌月の15日（当該日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合には、その翌日）までに、その全額を病院が指定する金融機関口座宛てに送金することとし、その送金に係る手数料は受託者の負担とする。

(2) 報告業務

ア 定期報告

毎月末時点において、次の内容が記載された報告書を翌月の10日（当該日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合には、その翌日）までに病院に報告することとする。

- (ア) 債務者等ごとの入金状況
- (イ) 債務者等ごとの対応状況
- (ウ) その他病院が別途指定する情報

イ 随時報告

次のいずれかに該当する場合には、速やかに病院に報告することとする。

- (ア) 委託した債権が4のただし書きに該当することが判明した場合
- (イ) 支払方法相談の結果、債務者等と分納合意する場合

(ウ) 債務者等とトラブルが発生した場合及び債務者等から苦情があった場合

(エ) その他債務者等の状況等について、病院が個別に照会した場合

4 委託の対象とする未収金の債権

委託の対象とする未収金の債権は、未収金発生後、医事課未収担当が未納通知及び督促状を送付後も支払に応じない者の債権のうち、次の(1)から(10)を除く未収金の債権の中から、病院が決定する。

なお、病院が必要と認める時期に追加で委託することができることとする。ただし、委託後、次の(1)から(10)に該当することとなった債権及び該当することが判明した債権並びに時効が成立した債権は、委託の対象とする未収金の債権から除外する。

- (1) 訴訟、支払督促等の裁判上の手続きが実施されている債権
- (2) 診療内容等により、法律上の争いがある債権
- (3) 診療内容等により、債務者等が支払いを拒むことを明らかにしている債権
- (4) 債務者等の全員が破産・免責となった債権
- (5) 債務者等の全員が生活保護を現に受給している場合の債権
- (6) 債務者等の全員が受刑中である債権
- (7) 相続放棄等により、支払義務が全く存在しない債権
- (8) 分割納付中又は支払方法等について、病院と債務者等が相談中の債権
- (9) 病院が自ら催告及び回収を継続するとした債権
- (10) その他委託することが適切でないと病院が判断した債権

5 契約期間

2025年(令和7年)4月1日から2026年(令和8年)3月31日までとする。

※特段の事情がない限り、期間終了後、2029年(令和11年)3月31日までの4年間を限度として1年ごとの随意契約をするものとする。ただし、毎年度仕様書の見直しを行う。

6 委託費について

本事業により業務委託した診療債権について、回収した額に成功報酬の割合（手数料率）を乗じた額を支払うものとする。算定の結果、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

また、成功報酬の割合（手数料率）には、業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含むものとする。

なお、委託費は、前述の3（2）により報告された回収金が病院に納付されたことを確認した後に支払うものとする。

7 個人情報の取り扱いについて

- （1） 本事業に必要な個人情報については、病院が受託者へ提供することとする。
- （2） 受託者は、藤沢市民病院から提供された債務者等の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「藤沢市個人情報の保護に関する条例」に基づき、適切な管理を行い、受託期間及び受託期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

8 その他

- （1） 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者は委託者と十分協議して、決定するものとする。
- （2） その他本業務を遂行する上で必要な事項は、契約締結前及び契約締結後、随時、両者協議の上、決定するものとする。
- （3） 受託者は、藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。
- （4） 受託者は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に定めるもののほか、藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条及び第5条の趣旨並びに藤沢市職員サポートブックの内容を踏まえ、障がい者に対する適切な対応を行うこと。

以 上